

令和 2 年度千葉県主任介護支援専門員更新研修 受講要件（個別要件）の具体的な内容

1. はじめに

- ◎令和2年度では、受講対象者を主任介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和 4(2022)年 3 月 31 日までの者とします。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大により、令和元年度のイベント・研修会等が中止になっている状況を鑑み、個別要件の一部が緩和されています。
- ◎令和3年度の本研修の受講要件については、今後の国内及び県内の情勢を考慮し、柔軟な取扱いを千葉県と協議しながら検討してまいります。

- 1) 個別要件①は本研修を受講する前年度の実績を対象とします。
- 2) 個別要件②③は主任介護支援専門員資格の有効期間内のうちいずれか 1 年間 (4/1～3/31)の実績を対象とします。
- 3) 個別要件⑤について（以下の年度のうちいずれか 1 年度分の実績）
 - ⑤-1 は平成 28 年度以降の実績を対象とします。
 - ⑤-2 は平成 29 年度以降の実績を対象とします。
- 4) 実績を証明する添付書類（個別要件②③④⑤）について
提出される書類は写しで構いません（受講の可否に関わらず提出された書類の返却はできません）。
 - ②の場合は、必ず研修実施機関が発行した参加証明書、受講証明書等の写しを添付。
 - ③の場合は、プログラム、大会誌、発表抄録などが証明できる書類の写しを添付。
 - ④の場合は、有効期間内の認定証の写しを添付。
 - ⑤-1 の場合は、実習受入証明書の写しを添付。
 - ⑤-2 の場合は、修了証書の写しを添付。

※他県での実績も含めて構いませんが必ず証明できるものを添付してください。
- 5) 添付書類を含めた書類一式の提出（申込）を受付後、書類審査となります。そのため審査前において要件に該当する、しないについてはお答えできませんので、予めご了承願います。

2. 個別要件の内容

① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	
対象となる期間	主任介護支援専門員資格の有効期間内のうち、本研修受講 <u>前年度</u> の実績。
具体的な範囲	実績として該当となる内容は以下のとおり。 ア. <u>千葉県介護支援専門員指導者</u> として介護支援専門員の法定研修について企画、講師等の経験が 3 回以上ある者 イ. <u>千葉県介護支援専門員協議会が開催している研修会</u> について企画、講師等の経験がある者

<p>② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者</p>	
<p>対象となる期間</p>	<p>主任介護支援専門員資格の有効期間内のうち<u>いずれか1年間（4/1～3/31）</u>の実績。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント・研修会中止等による特別措置】 <u>令和元年度実績で申込む場合に限り、令和元年4月1日～令和2年2月20日までの間に2回以上の参加</u>（参加を証明する書類は必須）があれば本要件を満たすこととします。 注1</p>
<p>具体的な範囲</p>	<p>実績として該当となる研修会は以下のとおり。(1)(2)(3)を全て満たす内容であること。</p> <p>(1) 研修はケアマネジメントに関する内容が主であること</p> <p>(2) 研修時間が<u>3時間以上</u>であること</p> <p>(3) 研修実施機関（主催団体等）が以下であること</p> <p>ア. 介護支援専門員の職能団体（千葉県介護支援専門員協議会及び日本介護支援専門員協会、市町村介護支援専門員協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催団体が<u>介護支援専門員の職能団体</u>であることから、実施した研修については介護支援専門員の質の向上を目的とし（1）に該当しうる内容であると判断して審査いたします。 ・千葉県外の都道府県介護支援専門員協議会も対象とします。 ・法定研修は対象になりません。 <p>イ. 千葉県内の市町村、または地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類により研修内容等を総合的に判断して審査します。 <p>ウ. その他の実施機関（アとイに当てはまらない実施機関の研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類により研修内容等を総合的に判断して審査します（定員を超過した場合はアとイの実績を優先するため、受講選考において下位となりお断りする場合があります）。 <p>○上記(1)(2)(3)を満たす研修であっても、<u>研修実施機関が発行した参加を証明する書類（参加証明書、受講証明書等）がない場合は認められません。</u></p> <p>○一つの研修会をプログラムの構成上、2回程度に分けて実施したもので可とします。 （例：3時間を1.5時間と1.5時間の2日に分け、両日とも参加した者に対し1枚の参加証明書を発行する場合⇒1回分に該当）</p> <p>注1 新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年2月以降に予定されていた研修会の多くが中止・延期している現状を踏まえた特別措置です。しかしながら、お申込みが定員を超過した場合は、<u>通常要件（4回以上）を満たす者から順に優先決定</u>となります。</p>
<p>注意！ 該当しない実績の一例 ※以下の実績は該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での個別の事例検討会や勉強会（限られた参加者で定期的に行われている勉強会等） ・一つの法人が主催するもの（社内研修や社内職員のみを対象とした研修等） ・地域ケア会議など（地域ケア会議における研修企画も含む） ・介護支援専門員として業務遂行のため必須とされているもの（認定調査員研修、県及び市町村が開催する集団指導等、介護職員初任者研修、専門研修、更新研修等の法定研修など） ・一般市民や特定の専門職を対象とした講座など、介護支援専門員を主な参加対象としていないもの 	

③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	
対象となる期間	主任介護支援専門員資格の有効期間内のうち、 <u>いずれか1年間</u> の実績。
具体的な範囲	日本ケアマネジメント学会研究大会や日本介護支援専門員協会全国大会、南関東ブロック大会などの研究大会での演題発表 <ul style="list-style-type: none"> 添付する書類は大会プログラムや抄録など（氏名や発表内容が記載されているものを添付） 共同発表者などは不可とし、あくまで筆頭発表者とします。

④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	
有効期間内の認定証の写しを添付してください。	

⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者	
⑤-1 千葉県介護支援専門員実務研修の実習指導を行った者 ⑤-2 千葉県介護支援専門員地域同行型研修に参加し、アドバイザーとして全課程を修了した者	
対象となる期間	主任介護支援専門員資格の有効期間内のうち、以下の <u>いずれか1年度分</u> の実績がある者。 注2 ⑤-1 は <u>平成 28 年度以降</u> の実績を対象とします。 ⑤-2 は <u>平成 29 年度以降</u> の実績を対象とします。
具体的な範囲	実績として該当となる内容は以下のとおり。 ⑤-1 千葉県介護支援専門員実務研修において、実習受入協力事業所として実習指導を行った者 <ul style="list-style-type: none"> 千葉県社会福祉協議会から発行されている「実習受入証明書」の写しを添付してください。 <u>平成 28 年度・29 年度・30 年度の3年分の実績がある場合はいずれかで構いません。</u> ⑤-2 千葉県介護支援専門員地域同行型研修に参加し、アドバイザーとして全課程を修了した者 <ul style="list-style-type: none"> 「修了証書」の写しを添付してください。 <u>平成 29 年度・30 年度・令和元年度の3年分の実績がある場合はいずれかで構いません。</u>

注2 従来、個別要件⑤-1 及び⑤-2 において認められる実績は過去2年度分とされておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により各研修が中止されている状況をふまえ、それぞれ過去3年度分の実績を対象とします。

3. 個別要件 Q & A

Q 1 個別要件②について、年4回以上参加した年度が複数あります。今回実績として証明する年度はいつの年度が良いですか。

A 1 できる限り直近の年度での実績で証明されることが望ましいと言えます。

Q 2 参加証明書や受講証明書等が発行されていません、当日の研修資料のみを添付することで認められますか。

A 2 研修資料のみの添付では認められません。研修実績を証明する書類は、必ず参加証明書や受講証明書等の写しを添付してください。

Q 3 当日の参加証明書や受講証明書等の発行はありませんでしたが、今回の本研修申込のため証明書が発行されます。添付しても良いですか。

A 3 構いません。受講者氏名、研修会日時、研修内容、研修実施機関等の明記があり、研修時間が3時間以上を証明できるものが適当です。

Q 4 個別要件②で令和2年度での実績で証明を考えています。本研修最終日までに受講予定の研修があるのですが、含めても良いですか。

A 4 「受講予定」は含めることができません。申込時点で要件を満たしていることが必要です。上記の場合は次回以降の研修から要件を満たすと言えます。

Q 5 個別要件②を申請する際に「4回」だけの申請では認められるかが不安です（どれが該当するかわからないため）。証明できる研修が同一年度に5回以上ある場合、それらもあわせて証明（申請）することは可能ですか。

A 5 構いません。前述している通り受講要件への該当の可否は審査をした上での判断となります。したがって「4回」に限定するのではなく、証明できる研修が同一年度に5回以上あれば様式4-②をコピーしご使用ください。ただし、申請する研修には必ず受講（修了）を証明する書類を添付してください（非該当となるような研修、証明する書類がない研修は申請しないでください）。提出された書類により、研修内容等を総合的に判断し審査します。参加を証明する書類（参加証明書、受講証明書等）を提出できない場合は認められません。

Q 6 個別要件②を令和元年度の実績で申請する予定です。申込の要件を詳しく教えてください。

A 6 以下ご確認ください。

令和元年4月1日～令和2年3月31日の期間で、 実績を証明できる研修参加が 4回以上ある		申込可
令和元年4月1日～令和2年3月31日の期間で、研修参加が4回以上ない者のうち、		
	令和元年4月1日～令和2年2月20日までに 2回以上ある	申込可
	令和元年4月1日～令和2年2月20日までに 2回未満	不可

Q7 個別要件②を令和元年度の実績で申請する予定です。令和2年2月20日までに2回、さらにはそれ以降にも該当となる研修を1回受講（修了）していますが申請しても良いですか。

A7 構いません。その場合は「3回」の実績で申込ができます。今回の特別措置は4/1～2/20までに最低でも2回以上の受講（修了）があれば申込ができることになっています。もちろん、2/20～3/31までに該当する研修を受講（修了）しているならば含んで申請してください（お申込みが定員を超過した場合は、通常要件（4回以上）を満たす者から順に優先決定されます）。